

達令公示第19号

資金保管規程の一部を改正する達令を次のように公示する。

2025年12月25日

宗務総長 木 越 涉

資金保管規程の一部を改正する達令

資金保管規程（2016年達令公示第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「現金」を「現預金」に、同条第2号中「平衡資金及び条例により特定の使用目的を定められた資産」を「預金及び金銭信託並びに有価証券」にそれぞれ改める。

第3条第1項中「前条第1号に規定する資金は、」を「前条に定める預金及び金銭信託は、」に改め、同項第1号中「円建」を削り、同項第2号中「円建定期預金」を「定期預金（仕組預金含む）」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）金銭信託（円建及び短期に限る）

第3条第2項中「前条第2号に規定する資金は、」を「前条第2号に定める有価証券は、」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号から第5号までを2号ずつ繰り上げ、第3号中「政府が保証するもの」を「日本政府が保証する円建のもの」に改め、同項に次の2号を加える。

（4）社債

（5）投資信託

第4条及び第5条を削り、第6条から第10条までを2条ずつ繰り上げる。

第4条第1項第1号中「元本が損なわれないよう、安全な方法により保管を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に」を「預入先の経営の健全性並びに景況に」に、同項第2号中「予期せぬ資金からの取り崩しに備え、流動性を確保して」を「流動性の確保に配慮して」に、同項第3号中「安全性及び流動性を十分に確保するとともに、利息収入の最大化を図り、」を「利息収入及び運用益の最大化を図り、」に、同条第3項中「預金の解約又は有価証券の売却」を「解約又は売却」にそれ

ぞれ改める。

第6条各号を次のように改める。

- (1) 調達しようとする有価証券の金額に関する事項
- (2) 当該有価証券を償還するまでの期間又は年債の区分若しくは目標とする期間に関する事項
- (3) 有価証券の種類に関する事項
- (4) 目標利率又は目標利回りに関する事項
- (5) 債券の保全に関する事項（第3条第2項第4号及び第5号に限る）
- (6) その他必要な事項

第7条中「条例第46条第2項により現金を有価証券に替えて保管したときは、」を「有価証券を保管しているときは、」に、「及び有価証券利息計算書」を「のほか、有価証券利息計算書又は運用報告書」にそれぞれ改める。

附 則

この達令は、2026年1月1日から施行する。